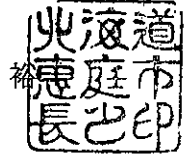


恵庭市花と緑の記念日を定める条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月16日

恵庭市長 原 田



## 恵庭市規則第12号

### 恵庭市花と緑の記念日を定める条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市花と緑の記念日を定める条例（令和5年条例第8号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、条例の施行に際し必要な事項を定めるものとする。

#### (条例第3条の取組)

第2条 市長は、条例第3条に規定する取組として、次に掲げることを市民と共に実施する。

- (1) 第39回全国都市緑化北海道フェアのテーマソング「花のふるさと」を記念日のテーマソングとし、それを活用すること。
- (2) 令和4年度全国都市緑化祭において植樹された「エゾヤマザクラ」を記念日の木とし、植栽又は維持管理を定期的に行うこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、条例第3条の取組としてふさわしいと市長が認めたこと。

#### (補則)

第3条 この規則の施行に際し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。